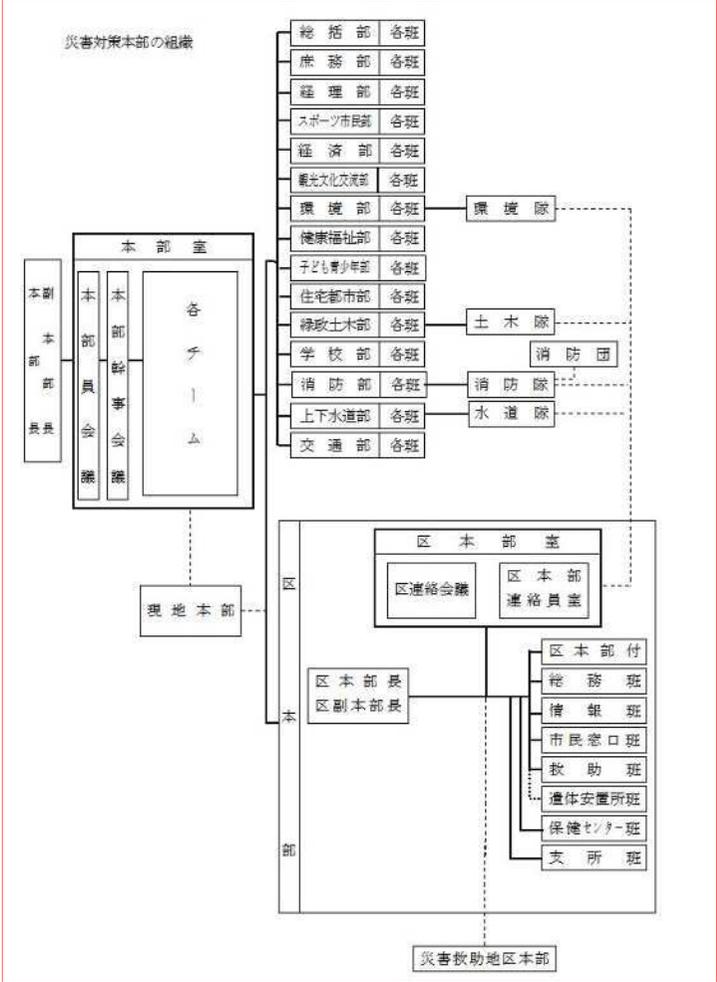
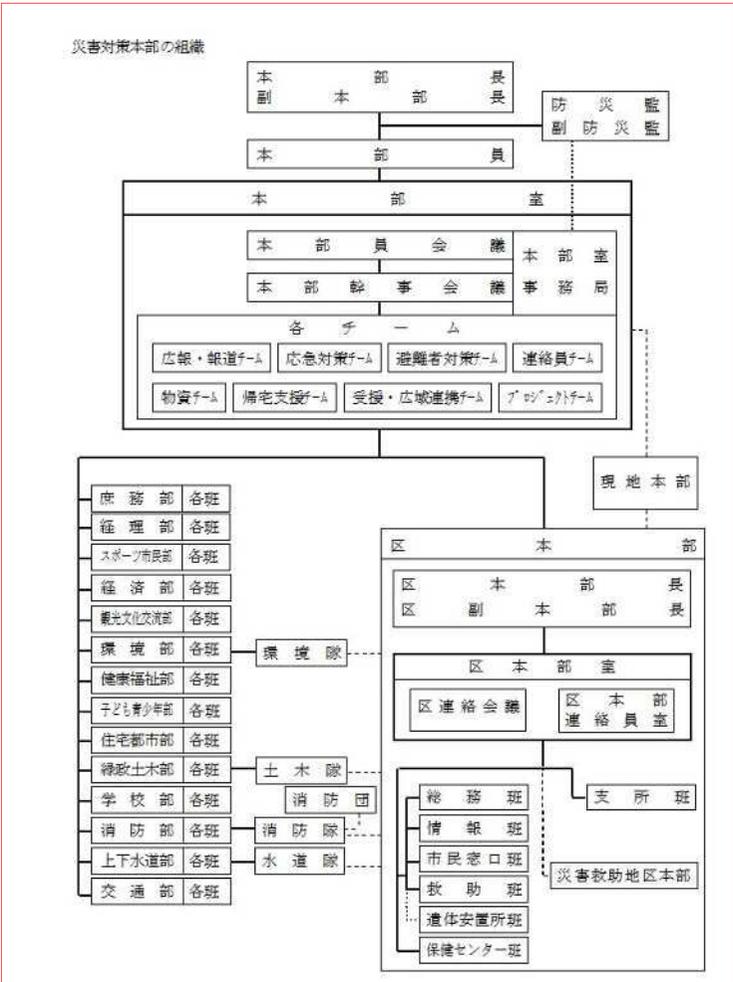


名古屋市水防計画

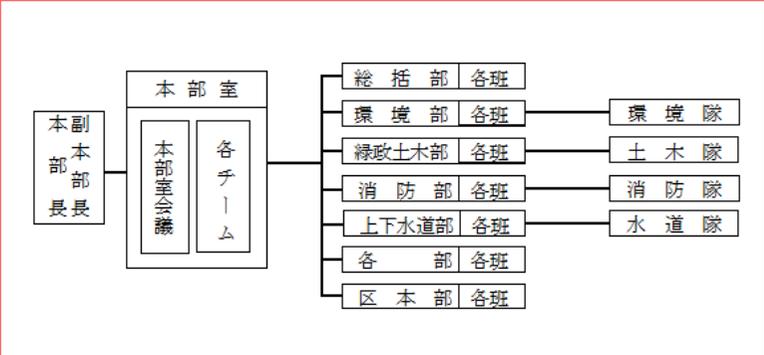
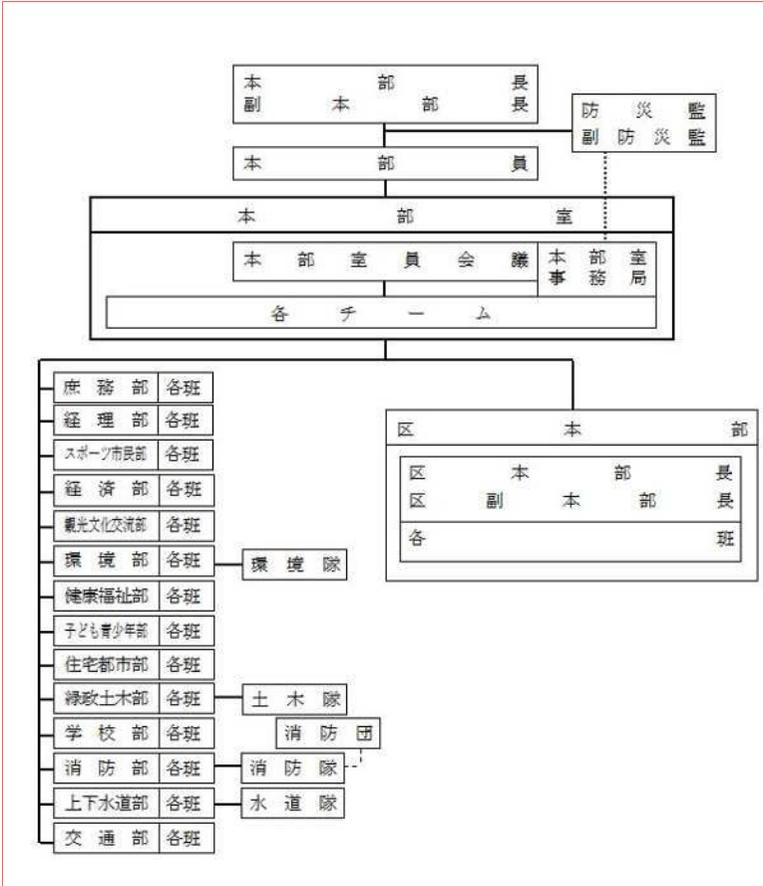
<令和6年6月・修正案>

名古屋市防災会議

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考
Ssaa ed 1	7	<p>第2章 水防組織</p> <p>2. 1 水防の組織</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> <p style="color: red;">全面差し替え</p> 	<p>第2章 水防組織</p> <p>2. 1 水防の組織</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> <p style="color: red;">全面差し替え</p> 	<p>災害警戒本部、 災害対策本部の 本部組織見直し</p>

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考
1	7	<p>(2) 災害警戒本部の組織</p> <p><u>全面差し替え</u></p> 	<p>(2) 災害警戒本部の組織</p> <p><u>全面差し替え</u></p> 	<p>災害警戒本部、 災害対策本部の 本部組織見直し</p>

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考
1	10	<p>2. 2 各部・区本部の所掌事務</p> <p>(追加)</p>	<p>2. 2 本部室事務局・各部・区本部の所掌事務</p> <p>(1) 本部室事務局の所掌事務</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部等の設置及び運営に関すること 2 防災活動体制、配備種別の指示及び伝達に関すること 3 気象警報等の収集及び伝達に関すること 4 避難指示等に関すること 5 防災行政無線の運用及び統制に関すること 6 サイレン、警鐘その他の防災信号の伝達に関すること 7 情報通信装置の維持管理及び応急復旧に関すること 8 災害対策本部等の対応状況等の取りまとめ及びその報告に関すること 9 他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関すること 10 報道機関への情報提供及び住民広報に関すること 11 活動の記録及び資料の収集に関すること 12 名古屋市防災会議との連絡に関すること 13 災害救助法の適用及び激甚災害の指定の要請に関すること 14 国・県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること 15 業務継続計画に関すること 16 災害対策本部等の各部との連絡調整に関すること 17 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う事前避難に関すること 18 現地本部の設置に関すること 19 被害状況等の取りまとめ及び分析に関すること 20 災害対策本部等の区本部との連絡調整に関すること 21 各チームの運営に関すること 22 事務局長からの指示事項に関すること 23 その他重要な災害対策に関すること </div>	<p>災害警戒本部、 災害対策本部の 本部組織見直し</p>

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考																
1	11	<p>(1) 災害対策本部の部及び区本部の主な任務</p> <table border="1" data-bbox="309 277 1032 1390"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 277 461 376">部及び区本部の名称</th> <th data-bbox="461 277 595 376">担当部署</th> <th data-bbox="595 277 730 376">部長又は区本部長</th> <th data-bbox="730 277 1032 376">主な任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 376 461 1390">総括部</td> <td data-bbox="461 376 595 1390">防災危機管理局</td> <td data-bbox="595 376 730 1390">防災危機管理局長</td> <td data-bbox="730 376 1032 1390"> 1 災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 配備種別の指示伝達に関すること 3 各部、区本部との連絡調整に関すること 4 国・県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること 5 気象警報等の伝達に関すること 6 各種協定（他部に関するものを除く）に基づく応援要請に関すること 7 避難の指示等の実施及び連絡調整に関すること 8 災害救助法の適用に関すること 9 被災者台帳の作成・利用に関すること </td> </tr> </tbody> </table> <p>以下略</p>	部及び区本部の名称	担当部署	部長又は区本部長	主な任務	総括部	防災危機管理局	防災危機管理局長	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 配備種別の指示伝達に関すること 3 各部、区本部との連絡調整に関すること 4 国・県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること 5 気象警報等の伝達に関すること 6 各種協定（他部に関するものを除く）に基づく応援要請に関すること 7 避難の指示等の実施及び連絡調整に関すること 8 災害救助法の適用に関すること 9 被災者台帳の作成・利用に関すること	<p>(2) 災害対策本部の部及び区本部の主な任務</p> <table border="1" data-bbox="1122 277 1845 1390"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 277 1274 376">部及び区本部の名称</th> <th data-bbox="1274 277 1408 376">担当部署</th> <th data-bbox="1408 277 1543 376">部長又は区本部長</th> <th data-bbox="1543 277 1845 376">主な任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 376 1274 1390">(削除)</td> <td data-bbox="1274 376 1408 1390">(削除)</td> <td data-bbox="1408 376 1543 1390">(削除)</td> <td data-bbox="1543 376 1845 1390">(削除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下略</p>	部及び区本部の名称	担当部署	部長又は区本部長	主な任務	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<p>災害警戒本部、災害対策本部の本部組織見直し</p>
部及び区本部の名称	担当部署	部長又は区本部長	主な任務																	
総括部	防災危機管理局	防災危機管理局長	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 配備種別の指示伝達に関すること 3 各部、区本部との連絡調整に関すること 4 国・県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること 5 気象警報等の伝達に関すること 6 各種協定（他部に関するものを除く）に基づく応援要請に関すること 7 避難の指示等の実施及び連絡調整に関すること 8 災害救助法の適用に関すること 9 被災者台帳の作成・利用に関すること																	
部及び区本部の名称	担当部署	部長又は区本部長	主な任務																	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																	

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																												
1	47	<p>第9章 水防活動</p> <p>9.1 水防配備</p> <p>(1) 市の非常配備</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>事象等</th> <th>体制</th> <th>設置本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4非常配備</td> <td> 1 市の全域にわたり、風水害が発生するおそれがある場合、又は地域的な範囲が特に甚大であると予想される場合において、市長が当該配備を指示したとき 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（沿岸発生情報）が発表されたとき（注11） 3 市域において、観測5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき 4 警戒宣言が発せられたとき等 5 その他市長が当該配備を必要と認めたとき </td> <td>市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制（注11）市本部各部及び別表5の設置区本部による配備体制</td> <td> ※1 津波警戒本部 ※2 災害対策本部 </td> </tr> <tr> <td>巨大地震注意配備</td> <td> 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき </td> <td> 1 南海トラフ地震臨時情報の発表を速さないうる格差を確保し、日中に応急対策活動を実施できる要員を確保する体制 2 後発地震に対して注意する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制 </td> <td>災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>巨大地震警戒配備</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</td> <td>後発地震に対して警戒する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制</td> <td>災害対策本部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <p>別表1 略</p> <p>別表2 伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波予報の種類</th> <th>部</th> <th>区本部</th> <th>配備種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報</td> <td>総務部、緑政土木部、上下水道部、消防部</td> <td>港</td> <td>第1非常配備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td rowspan="2">各部</td> <td>中村、瑞穂、熱田、中川、南、緑</td> <td>第1非常配備</td> </tr> <tr> <td>港</td> <td>第2非常配備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。</p>	配備種別	事象等	体制	設置本部	第4非常配備	1 市の全域にわたり、風水害が発生するおそれがある場合、又は地域的な範囲が特に甚大であると予想される場合において、市長が当該配備を指示したとき 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（沿岸発生情報）が発表されたとき（注11） 3 市域において、観測5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき 4 警戒宣言が発せられたとき等 5 その他市長が当該配備を必要と認めたとき	市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制（注11）市本部各部及び別表5の設置区本部による配備体制	※1 津波警戒本部 ※2 災害対策本部	巨大地震注意配備	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	1 南海トラフ地震臨時情報の発表を速さないうる格差を確保し、日中に応急対策活動を実施できる要員を確保する体制 2 後発地震に対して注意する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制	災害警戒本部	巨大地震警戒配備	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	後発地震に対して警戒する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制	災害対策本部	津波予報の種類	部	区本部	配備種別	津波注意報	総務部、緑政土木部、上下水道部、消防部	港	第1非常配備	津波警報	各部	中村、瑞穂、熱田、中川、南、緑	第1非常配備	港	第2非常配備	<p>第9章 水防活動</p> <p>9.1 水防配備</p> <p>(1) 市の非常配備</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>事象等</th> <th>体制</th> <th>設置本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4非常配備</td> <td> 1 市の全域にわたり、風水害が発生するおそれがある場合、又は地域的な範囲が特に甚大であると予想される場合において、市長が当該配備を指示したとき 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（沿岸発生情報）が発表されたとき（注11） 3 市域において、観測5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき 4 警戒宣言が発せられたとき等 5 その他市長が当該配備を必要と認めたとき </td> <td>市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制（注11）市本部各部及び別表5の設置区本部による配備体制</td> <td> ※1 津波警戒本部 ※2 災害対策本部 </td> </tr> <tr> <td>巨大地震注意配備</td> <td> 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき </td> <td> 1 南海トラフ地震臨時情報の発表を速さないうる格差を確保し、日中に応急対策活動を実施できる要員を確保する体制 2 後発地震に対して注意する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制 </td> <td>災害警戒本部</td> </tr> <tr> <td>巨大地震警戒配備</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</td> <td>後発地震に対して警戒する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制</td> <td>災害対策本部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本部室事務局の配備種別については、市本部各部及び区本部に発令される最も上位の配備種別に準ずる。</p> <p>別表1 略</p> <p>別表2 伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波予報の種類</th> <th>部</th> <th>区本部</th> <th>配備種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(削除) 緑政土木部、上下水道部、消防部</td> <td>港</td> <td>第1非常配備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td rowspan="2">各部</td> <td>中村、瑞穂、熱田、中川、南、緑</td> <td>第1非常配備</td> </tr> <tr> <td>港</td> <td>第2非常配備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。</p>	配備種別	事象等	体制	設置本部	第4非常配備	1 市の全域にわたり、風水害が発生するおそれがある場合、又は地域的な範囲が特に甚大であると予想される場合において、市長が当該配備を指示したとき 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（沿岸発生情報）が発表されたとき（注11） 3 市域において、観測5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき 4 警戒宣言が発せられたとき等 5 その他市長が当該配備を必要と認めたとき	市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制（注11）市本部各部及び別表5の設置区本部による配備体制	※1 津波警戒本部 ※2 災害対策本部	巨大地震注意配備	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	1 南海トラフ地震臨時情報の発表を速さないうる格差を確保し、日中に応急対策活動を実施できる要員を確保する体制 2 後発地震に対して注意する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制	災害警戒本部	巨大地震警戒配備	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	後発地震に対して警戒する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制	災害対策本部	津波予報の種類	部	区本部	配備種別	津波注意報	(削除) 緑政土木部、上下水道部、消防部	港	第1非常配備	津波警報	各部	中村、瑞穂、熱田、中川、南、緑	第1非常配備	港	第2非常配備	<p>災害警戒本部、災害対策本部の本部組織見直し</p>
配備種別	事象等	体制	設置本部																																																													
第4非常配備	1 市の全域にわたり、風水害が発生するおそれがある場合、又は地域的な範囲が特に甚大であると予想される場合において、市長が当該配備を指示したとき 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（沿岸発生情報）が発表されたとき（注11） 3 市域において、観測5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき 4 警戒宣言が発せられたとき等 5 その他市長が当該配備を必要と認めたとき	市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制（注11）市本部各部及び別表5の設置区本部による配備体制	※1 津波警戒本部 ※2 災害対策本部																																																													
巨大地震注意配備	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	1 南海トラフ地震臨時情報の発表を速さないうる格差を確保し、日中に応急対策活動を実施できる要員を確保する体制 2 後発地震に対して注意する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制	災害警戒本部																																																													
巨大地震警戒配備	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	後発地震に対して警戒する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制	災害対策本部																																																													
津波予報の種類	部	区本部	配備種別																																																													
津波注意報	総務部、緑政土木部、上下水道部、消防部	港	第1非常配備																																																													
津波警報	各部	中村、瑞穂、熱田、中川、南、緑	第1非常配備																																																													
		港	第2非常配備																																																													
配備種別	事象等	体制	設置本部																																																													
第4非常配備	1 市の全域にわたり、風水害が発生するおそれがある場合、又は地域的な範囲が特に甚大であると予想される場合において、市長が当該配備を指示したとき 2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（沿岸発生情報）が発表されたとき（注11） 3 市域において、観測5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき 4 警戒宣言が発せられたとき等 5 その他市長が当該配備を必要と認めたとき	市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制（注11）市本部各部及び別表5の設置区本部による配備体制	※1 津波警戒本部 ※2 災害対策本部																																																													
巨大地震注意配備	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	1 南海トラフ地震臨時情報の発表を速さないうる格差を確保し、日中に応急対策活動を実施できる要員を確保する体制 2 後発地震に対して注意する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制	災害警戒本部																																																													
巨大地震警戒配備	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	後発地震に対して警戒する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制	災害対策本部																																																													
津波予報の種類	部	区本部	配備種別																																																													
津波注意報	(削除) 緑政土木部、上下水道部、消防部	港	第1非常配備																																																													
津波警報	各部	中村、瑞穂、熱田、中川、南、緑	第1非常配備																																																													
		港	第2非常配備																																																													

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																																				
2	15 77	<p>第3章 重要水防箇所及び水防注意区域</p> <p>資料3-5 河川重要水防箇所重要度別集計表</p> <p>国管理河川（重要水防箇所：堤防）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水系名</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">左右岸別</th> <th colspan="3">重要度別延長 (m)</th> <th rowspan="2">延長 (m)</th> </tr> <tr> <th>A (水防上最も重要な区間)</th> <th>B (水防上重要な区間)</th> <th>要 (要注意区間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">庄内川</td> <td rowspan="2">庄内川</td> <td>左</td> <td>990</td> <td>38,330</td> <td>3,630</td> <td>42,950</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>70</td> <td>22,260</td> <td>5,819</td> <td>28,149</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">矢田川</td> <td>左</td> <td>—</td> <td>8,600</td> <td>2,410</td> <td>11,010</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>160</td> <td>8,420</td> <td>940</td> <td>9,520</td> </tr> </tbody> </table> <p>国管理河川（重要水防箇所：工作物）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水系名</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">左右岸別</th> <th colspan="3">重要度別箇所数(箇所)</th> <th rowspan="2">計 (箇所)</th> </tr> <tr> <th>A (水防上最も重要な箇所)</th> <th>B (水防上重要な箇所)</th> <th>要 (要注意箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">庄内川</td> <td rowspan="2">庄内川</td> <td>左</td> <td>1</td> <td>24</td> <td>1</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>—</td> <td>11</td> <td>—</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">矢田川</td> <td>左</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	左右岸別	重要度別延長 (m)			延長 (m)	A (水防上最も重要な区間)	B (水防上重要な区間)	要 (要注意区間)	庄内川	庄内川	左	990	38,330	3,630	42,950	右	70	22,260	5,819	28,149	矢田川	左	—	8,600	2,410	11,010	右	160	8,420	940	9,520	水系名	河川名	左右岸別	重要度別箇所数(箇所)			計 (箇所)	A (水防上最も重要な箇所)	B (水防上重要な箇所)	要 (要注意箇所)	庄内川	庄内川	左	1	24	1	26	右	—	11	—	11	矢田川	左	—	4	—	4	右	—	4	—	4	<p>第3章 重要水防箇所及び水防注意区域</p> <p>資料3-5 河川重要水防箇所重要度別集計表</p> <p>国管理河川（重要水防箇所：堤防）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水系名</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">左右岸別</th> <th colspan="3">重要度別延長 (m)</th> <th rowspan="2">延長 (m)</th> </tr> <tr> <th>A (水防上最も重要な区間)</th> <th>B (水防上重要な区間)</th> <th>要 (要注意区間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">庄内川</td> <td rowspan="2">庄内川</td> <td>左</td> <td>990</td> <td>38,330</td> <td>3,630</td> <td>42,950</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>70</td> <td>22,260</td> <td>6,369</td> <td>28,699</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">矢田川</td> <td>左</td> <td>—</td> <td>8,600</td> <td>2,410</td> <td>11,010</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>160</td> <td>8,420</td> <td>940</td> <td>9,520</td> </tr> </tbody> </table> <p>国管理河川（重要水防箇所：工作物）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水系名</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">左右岸別</th> <th colspan="3">重要度別箇所数(箇所)</th> <th rowspan="2">計 (箇所)</th> </tr> <tr> <th>A (水防上最も重要な箇所)</th> <th>B (水防上重要な箇所)</th> <th>要 (要注意箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">庄内川</td> <td rowspan="2">庄内川</td> <td>左</td> <td>1</td> <td>24</td> <td>—</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>—</td> <td>11</td> <td>—</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">矢田川</td> <td>左</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	左右岸別	重要度別延長 (m)			延長 (m)	A (水防上最も重要な区間)	B (水防上重要な区間)	要 (要注意区間)	庄内川	庄内川	左	990	38,330	3,630	42,950	右	70	22,260	6,369	28,699	矢田川	左	—	8,600	2,410	11,010	右	160	8,420	940	9,520	水系名	河川名	左右岸別	重要度別箇所数(箇所)			計 (箇所)	A (水防上最も重要な箇所)	B (水防上重要な箇所)	要 (要注意箇所)	庄内川	庄内川	左	1	24	—	25	右	—	11	—	11	矢田川	左	—	4	—	4	右	—	4	—	4	重要水防箇所の修正
水系名	河川名	左右岸別				重要度別延長 (m)				延長 (m)																																																																																																																														
			A (水防上最も重要な区間)	B (水防上重要な区間)	要 (要注意区間)																																																																																																																																			
庄内川	庄内川	左	990	38,330	3,630	42,950																																																																																																																																		
		右	70	22,260	5,819	28,149																																																																																																																																		
	矢田川	左	—	8,600	2,410	11,010																																																																																																																																		
		右	160	8,420	940	9,520																																																																																																																																		
水系名	河川名	左右岸別	重要度別箇所数(箇所)			計 (箇所)																																																																																																																																		
			A (水防上最も重要な箇所)	B (水防上重要な箇所)	要 (要注意箇所)																																																																																																																																			
庄内川	庄内川	左	1	24	1	26																																																																																																																																		
		右	—	11	—	11																																																																																																																																		
	矢田川	左	—	4	—	4																																																																																																																																		
		右	—	4	—	4																																																																																																																																		
水系名	河川名	左右岸別	重要度別延長 (m)			延長 (m)																																																																																																																																		
			A (水防上最も重要な区間)	B (水防上重要な区間)	要 (要注意区間)																																																																																																																																			
庄内川	庄内川	左	990	38,330	3,630	42,950																																																																																																																																		
		右	70	22,260	6,369	28,699																																																																																																																																		
	矢田川	左	—	8,600	2,410	11,010																																																																																																																																		
		右	160	8,420	940	9,520																																																																																																																																		
水系名	河川名	左右岸別	重要度別箇所数(箇所)			計 (箇所)																																																																																																																																		
			A (水防上最も重要な箇所)	B (水防上重要な箇所)	要 (要注意箇所)																																																																																																																																			
庄内川	庄内川	左	1	24	—	25																																																																																																																																		
		右	—	11	—	11																																																																																																																																		
	矢田川	左	—	4	—	4																																																																																																																																		
		右	—	4	—	4																																																																																																																																		

水防計画

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																												
3	61 136	<p>第16章 避難</p> <p>資料16-1 河川洪水・ポンプ場排水調整の基準 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">水位観測所 (所管)</th> <th>高齢者 等避難 (警戒 レベル 3)</th> <th>避難指 示 (警戒 レベル 4)</th> <th>緊急安 全確保 (警戒 レベル 5)</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">対象地域</th> </tr> <tr> <th>基準水 位 (m) 等</th> <th>基準水 位 (m) 等</th> <th>基準水 位 (m) 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">天白川</td> <td rowspan="4">天白川(愛 知県)</td> <td rowspan="4">4.90</td> <td rowspan="4">6.05</td> <td rowspan="4">7.60</td> <td>瑞穂</td> <td>堀田・穂波・井戸田・瑞穂・豊岡・中根・弥富</td> </tr> <tr> <td>港</td> <td>東築地</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>明治・伝馬・豊田・呼続・大磯・桜・菊住・春日野・笠寺・星崎・笠東・大生・宝・宝南・白水・千鳥・柴田</td> </tr> <tr> <td>緑</td> <td>鳴海・片平・浦里・緑・平子・長根台・大高・大高南・大高北</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>天白</td> <td>平針・平針北・原・植田・植田南・植田東・八事東・天白・山根・野並</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	水位観測所 (所管)	高齢者 等避難 (警戒 レベル 3)	避難指 示 (警戒 レベル 4)	緊急安 全確保 (警戒 レベル 5)	区分	対象地域	基準水 位 (m) 等	基準水 位 (m) 等	基準水 位 (m) 等	天白川	天白川(愛 知県)	4.90	6.05	7.60	瑞穂	堀田・穂波・井戸田・瑞穂・豊岡・中根・弥富	港	東築地	南	明治・伝馬・豊田・呼続・大磯・桜・菊住・春日野・笠寺・星崎・笠東・大生・宝・宝南・白水・千鳥・柴田	緑	鳴海・片平・浦里・緑・平子・長根台・大高・大高南・大高北						天白	平針・平針北・原・植田・植田南・植田東・八事東・天白・山根・野並	<p>第16章 避難</p> <p>資料16-1 河川洪水・ポンプ場排水調整の基準 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">水位観測所 (所管)</th> <th>高齢者 等避難 (警戒 レベル 3)</th> <th>避難指 示 (警戒 レベル 4)</th> <th>緊急安 全確保 (警戒 レベル 5)</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">対象地域</th> </tr> <tr> <th>基準水 位 (m) 等</th> <th>基準水 位(m) 等</th> <th>基準水 位(m) 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">天白川</td> <td rowspan="4">天白川(愛 知県)</td> <td rowspan="4">5.35</td> <td rowspan="4">6.50</td> <td rowspan="4">8.15</td> <td>瑞穂</td> <td>堀田・穂波・井戸田・瑞穂・豊岡・中根・弥富</td> </tr> <tr> <td>港</td> <td>東築地</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>明治・伝馬・豊田・呼続・大磯・桜・菊住・春日野・笠寺・星崎・笠東・大生・宝・宝南・白水・千鳥・柴田</td> </tr> <tr> <td>緑</td> <td>鳴海・片平・浦里・緑・平子・長根台・大高・大高南・大高北</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>天白</td> <td>平針・平針北・原・植田・植田南・植田東・八事東・天白・山根・野並</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	水位観測所 (所管)	高齢者 等避難 (警戒 レベル 3)	避難指 示 (警戒 レベル 4)	緊急安 全確保 (警戒 レベル 5)	区分	対象地域	基準水 位 (m) 等	基準水 位(m) 等	基準水 位(m) 等	天白川	天白川(愛 知県)	5.35	6.50	8.15	瑞穂	堀田・穂波・井戸田・瑞穂・豊岡・中根・弥富	港	東築地	南	明治・伝馬・豊田・呼続・大磯・桜・菊住・春日野・笠寺・星崎・笠東・大生・宝・宝南・白水・千鳥・柴田	緑	鳴海・片平・浦里・緑・平子・長根台・大高・大高南・大高北						天白	平針・平針北・原・植田・植田南・植田東・八事東・天白・山根・野並	避難情報発令基準の修正
河川名	水位観測所 (所管)	高齢者 等避難 (警戒 レベル 3)			避難指 示 (警戒 レベル 4)	緊急安 全確保 (警戒 レベル 5)	区分			対象地域																																																						
		基準水 位 (m) 等	基準水 位 (m) 等	基準水 位 (m) 等																																																												
天白川	天白川(愛 知県)	4.90	6.05	7.60	瑞穂	堀田・穂波・井戸田・瑞穂・豊岡・中根・弥富																																																										
					港	東築地																																																										
					南	明治・伝馬・豊田・呼続・大磯・桜・菊住・春日野・笠寺・星崎・笠東・大生・宝・宝南・白水・千鳥・柴田																																																										
					緑	鳴海・片平・浦里・緑・平子・長根台・大高・大高南・大高北																																																										
					天白	平針・平針北・原・植田・植田南・植田東・八事東・天白・山根・野並																																																										
河川名	水位観測所 (所管)	高齢者 等避難 (警戒 レベル 3)	避難指 示 (警戒 レベル 4)	緊急安 全確保 (警戒 レベル 5)	区分	対象地域																																																										
		基準水 位 (m) 等	基準水 位(m) 等	基準水 位(m) 等																																																												
天白川	天白川(愛 知県)	5.35	6.50	8.15	瑞穂	堀田・穂波・井戸田・瑞穂・豊岡・中根・弥富																																																										
					港	東築地																																																										
					南	明治・伝馬・豊田・呼続・大磯・桜・菊住・春日野・笠寺・星崎・笠東・大生・宝・宝南・白水・千鳥・柴田																																																										
					緑	鳴海・片平・浦里・緑・平子・長根台・大高・大高南・大高北																																																										
					天白	平針・平針北・原・植田・植田南・植田東・八事東・天白・山根・野並																																																										